

金融商品取引法の改正に伴う本協会諸規則の一部改正（所要の整備）について

平成 30 年 3 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 29 年金融商品取引法改正により、条文の項数・号数の変更及び用語表記の修正などの整備が図られたことに伴い、本協会諸規則についても、当該整備箇所の引用箇所や用語表記の修正など所要の整備を図ることとする。

2. 改正の骨子

以下の規則について所要の規定の整備（いわゆる「項ズレ」、「号ズレ」の修正、並びに「補てん」及び「補填」の「補填」への統一）を行う。

- ・「協会の従業員に関する規則」
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」
- ・「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」
- ・「有価証券の引受け等に関する規則」
- ・「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」
- ・「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」
- ・「外国証券の取引に関する規則」

3. 施行の時期

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリック・コメント手続は実施しない。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 (現行どおり) 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 2 第 1 項 <u>第 8 号</u> に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者 ロ (現行どおり) ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 33 条の 3 第 1 項 <u>第 7 号</u> に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に従事する者(金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(以下「特定金融商品取引業務」という。)に従事する者を含む。) ニ (現行どおり) 7～8 (現行どおり) (禁止行為) 第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。))	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 (省 略) 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 2 第 1 項 <u>第 7 号</u> に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者 ロ (省 略) ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 33 条の 3 第 1 項 <u>第 5 号</u> に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に従事する者(金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(以下「特定金融商品取引業務」という。)に従事する者を含む。) ニ (省 略) 7～8 (省 略) (禁止行為) 第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。))

新	旧
第16条の5で規定する取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。)、有価証券関連デリバティブ取引(定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。) 又は特定店頭デリバティブ取引(定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。) につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引(以下「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を <u>補填</u> し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 2 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 3 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全	第16条の5で規定する取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。)、有価証券関連デリバティブ取引(定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。) 又は特定店頭デリバティブ取引(定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。) につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引(以下「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を <u>補填</u> し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 2 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 3 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全

新	旧
部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。 4～27 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。 4～27 （ 省 略 ）

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(禁止行為) 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 金融商品仲介行為につき、有価証券又はデリバティブ取引（以下この号、次号及び第 3 号において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を <u>補填</u> し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 2 金融商品仲介行為につき、自己又は第三者が有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 3 金融商品仲介行為につき、有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。 4～19 (現行どおり)	(禁止行為) 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 金融商品仲介行為につき、有価証券又はデリバティブ取引（以下この号、次号及び第 3 号において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を <u>補填</u> し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 2 金融商品仲介行為につき、自己又は第三者が有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。 3 金融商品仲介行為につき、有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を <u>補填</u> し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。 4～19 (省 略)

新	旧
付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	

「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員が、協会員又はその従業員等の事故により<u>補填行為</u>を行う場合の確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 2 <u>補填行為</u> 金商法第39条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をいう。 3 確認申請 金商法第39条第3項ただし書の確認を受けるために<u>同条第7項</u>の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。 4～9 (現行どおり) 第 2 章 確 認 申 請 (確認申請) 第 4 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき<u>補填行為</u>を行う場合には、金商業等府令第119条第1項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該<u>補填行為</u>に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受けな	(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員が、協会員又はその従業員等の事故により<u>補てん行為</u>を行う場合の確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 2 <u>補てん行為</u> 金商法第39条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をいう。 3 確認申請 金商法第39条第3項ただし書の確認を受けるために<u>同条第5項</u>の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。 4～9 (省 略) 第 2 章 確 認 申 請 (確認申請) 第 4 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき<u>補てん行為</u>を行う場合には、金商業等府令第119条第1項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該<u>補てん行為</u>に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、管轄財務局長等の確認を受け

新	旧
ればならない。 2～4 (現行どおり) (本協会による審査) 第 5 条 本協会は、協会員から前条第 4 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された<u>補填</u>に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。 2・3 (現行どおり) (管轄財務局長等への確認申請書の提出) 第 6 条 本協会は、前条第 1 項の審査の結果、当該確認申請書に記載された<u>補填</u>に係る損失が事故に起因するものであると認めたときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。 (協会員に対する確認結果の通知) 第 7 条 本協会は、協会員から提出された確認申請書に係る<u>補填行為</u>について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該協会員に通知する。 第 3 章 委員会調査確認申請 (委員会調査確認申請) 第 8 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故（事故による損失について、協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、協会員が顧客に対して支払をすることとなる額が1,000万円を超えないものに限る。以下この章において同じ。）による損失の全部又は一部につき<u>補填行為</u>を行う場合には、確認申請を行うとき又は金商業等府令第119条第1項第1号から第8号まで、	なければならない。 2～4 (省 略) (本協会による審査) 第 5 条 本協会は、協会員から前条第 4 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された<u>補てん</u>に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。 2・3 (省 略) (管轄財務局長等への確認申請書の提出) 第 6 条 本協会は、前条第 1 項の審査の結果、当該確認申請書に記載された<u>補てん</u>に係る損失が事故に起因するものであると認めたときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。 (協会員に対する確認結果の通知) 第 7 条 本協会は、協会員から提出された確認申請書に係る<u>補てん行為</u>について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該協会員に通知する。 第 3 章 委員会調査確認申請 (委員会調査確認申請) 第 8 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故（事故による損失について、協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、協会員が顧客に対して支払をすることとなる額が1,000万円を超えないものに限る。以下この章において同じ。）による損失の全部又は一部につき<u>補てん行為</u>を行う場合には、確認申請を行うとき又は金商業等府令第119条第1項第1号から第8号ま

新	旧
第10号若しくは第11号に掲げる場合に該当するときに除き、顧客に対する支払が事故による損失を<u>補填</u>するために行われるものであることにつき、あらかじめ、委員会の調査及び確認を受けなければならない。	で、第10号若しくは第11号に掲げる場合に該当するときに除き、顧客に対する支払が事故による損失を<u>補てん</u>するために行われるものであることにつき、あらかじめ、委員会の調査及び確認を受けなければならない。
2・3 (現行どおり)	2・3 (省 略)
(委員会による調査及び確認)	(委員会による調査及び確認)
第 9 条 委員会は、協会員から前条第 2 項の規定により調査確認申請書の提出があった場合には、当該調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を<u>補填</u>するために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行う。	第 9 条 委員会は、協会員から前条第 2 項の規定により調査確認申請書の提出があった場合には、当該調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を<u>補てん</u>するために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行う。
2・3 (現行どおり)	2・3 (省 略)
(協会員に対する回答)	(協会員に対する回答)
第 10 条 委員会は、協会員から提出された調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を<u>補填</u>するために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行った場合には、速やかに、その内容を当該協会員に回答する。	第 10 条 委員会は、協会員から提出された調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を<u>補てん</u>するために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行った場合には、速やかに、その内容を当該協会員に回答する。
第 4 章 事 故 報 告	第 4 章 事 故 報 告
(報告義務)	(報告義務)
第 12 条 協会員は、金商業等府令第119条第 1 項第 9 号から第11号までの規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、<u>補填行為</u>を行ったときは、当該<u>補填行為</u>を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。	第 12 条 協会員は、金商業等府令第119条第 1 項第 9 号から第11号までの規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、<u>補てん行為</u>を行ったときは、当該<u>補てん行為</u>を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。
2 前項の報告は、前項の報告書を当該<u>補填</u>	2 前項の報告は、前項の報告書を当該<u>補て</u>

新	旧
行為を行った日の属する月の翌月20日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。 3 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	ん行為を行った日の属する月の翌月20日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。 3 （ 省 略 ）

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（独立引受幹事会員となるための要件等） 第 10 条 前条第 2 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 1 （ 現 行 ど お り ） 2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の 100 分の 5 以上の数の対象議決権（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する対象議決権をいい、<u>同条第 5 項</u>の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。 3～6 （ 現 行 ど お り ） 付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	（独立引受幹事会員となるための要件等） 第 10 条 前条第 2 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 1 （ 省 略 ） 2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の 100 分の 5 以上の数の対象議決権（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する対象議決権をいい、<u>同条第 4 項</u>の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。 3～6 （ 省 略 ）

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の
一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(異常な取引等) 第 16 条 協会員は、顧客の損失を<u>補填</u>し、又は利益を追加する目的をもって、次の各号に掲げる行為その他の行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。 1～3 (現行どおり) 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。	(異常な取引等) 第 16 条 協会員は、顧客の損失を<u>補てん</u>し、又は利益を追加する目的をもって、次の各号に掲げる行為その他の行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。 1～3 (省 略) 2 (省 略)

「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(異常な取引) 第 25 条 協会員は、顧客の損失を<u>補填</u>し、又は利益を追加する目的をもって、選択権付債券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）は行つてはならない。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。	(異常な取引) 第 25 条 協会員は、顧客の損失を<u>補てん</u>し、又は利益を追加する目的をもって、選択権付債券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）は行つてはならない。 2 (省 略)

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 3 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(異常な取引) 第 13 条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補填し、又は利益に追加する目的を持って、次に掲げる取引その他当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。 1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補填し、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。 2・3 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。	(異常な取引) 第 13 条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、次に掲げる取引その他当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。 1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。 2・3 (省 略) 2～4 (省 略)